

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）												
根拠条項	浄化槽法第21条第1項、同条第2項、同条第3項、第23条第3項												
許可等の種類	浄化槽工事業者の登録・登録の更新、登録簿謄本・閲覧の請求												
法令の定め	<p>浄化槽法第21条</p> <p>【第1項】 浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>【第2項】 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>【第3項】 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>浄化槽法第23条</p> <p>【第3項】 何人も、都道府県知事に対し、その登録をした浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。</p>												
審査基準	北海道浄化槽事務ガイドブックのⅢ浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務処理（ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso.htm ）のとおり												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>20日・月</td> <td>（注：休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>（ ）</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>15日・月</td> <td>（当該市町村長、当該警察署長）</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>5日・月</td> <td>（各総合振興局等建設指導課）</td> </tr> </table>	総期間	20日・月	（注：休日は含まない。）	経由機関	日・月	（ ）	協議機関	15日・月	（当該市町村長、当該警察署長）	処分機関	5日・月	（各総合振興局等建設指導課）
総期間	20日・月	（注：休日は含まない。）											
経由機関	日・月	（ ）											
協議機関	15日・月	（当該市町村長、当該警察署長）											
処分機関	5日・月	（各総合振興局等建設指導課）											
処分担当課	別紙1のとおり（電話番号： ）												
申請先	別紙1のとおり（電話番号： ）												
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課（内線29-722、724）												
備考													

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）
根拠条項	浄化槽法第28条第2項
処分の概要	浄化槽工事業者の登録抹消前の請負工事の施工の差し止め命令
法令の定め	浄化槽法第28条 【第2項】 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事の施工の差止めを命ずることが出来る。
処分基準	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難。
処分担当課	別紙1のとおり (電話番号：)
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課建設業G（内線29-722、724）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)
根拠条項	浄化槽法第32条第1項・第2項
処分の概要	浄化槽工事業者の指示、登録の取消、事業の停止
法令の定め	<p>浄化槽法第32条</p> <p>【第1項】 都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>【第2項】 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 不正の手段により第21条第1項又は第3項の登録を受けたとき。2 第24条第1項第1号、第3号又は第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。3 第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。4 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要。
処分担当課	別紙1のとおり (電話番号:)
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課建設業G(内線29-722、724)
備考	

処分担当課等

処分担当課等	住 所	電 話
空知総合振興局札幌建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	(直) (0126) 20-0066
石狩振興局産業振興部建設指導課 指導審査係	〒 060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 6F	(代) (011) 231-4111 内線 34-465、466、467
後志総合振興局小樽建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 044-8588 倶知安町北 1 条東 2 丁目	(直) (0136) 23-1372
胆振総合振興局室蘭建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 051-8558 室蘭市幸町 9 番 1 1 号	(直) (0143) 24-9593
日高振興局産業振興部建設指導課 土木係	〒 057-8558 浦河町栄丘東通 5 6 号	(直) (01462) 2-9291
渡島総合振興局函館建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号	(直) (0138) 47-9465
檜山振興局産業振興部建設指導課 土木係	〒 043-8558 江差町字陣屋町 3 3 6 番 3 号	(直) (01395) 2-6631
上川総合振興局旭川建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 079-8610 旭川市永山 6 条 1 9 丁目 1 番 1 号	(直) (0166) 46-5946
留萌振興局留萌建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号	(直) (0164) 42-8447
宗谷総合振興局稚内建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 097-8558 稚内市末広 4 丁目 2 番 2 7 号	(直) (0162) 33-2529
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目	(直) (0152) 41-0641
十勝総合振興局帯広建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番	(直) (0155) 27-8540
釧路総合振興局釧路建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	(直) (0154) 43-9191
根室振興局産業振興部建設指導課 土木係	〒 087-8588 根室市常盤町 3 丁目 2 8 号	(直) (0153) 24-5629